

御船町農業委員会の委員及び 御船町農地利用最適化推進委員の募集要項

令和3年4月17日をもって任期満了となる農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

	農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
募集人員	14人	10人（担当区域あり）
資格要件	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者 なお、次のいずれかに該当する場合は委員となることができません。 ア破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 イ禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者
応募方法	推薦・応募用紙に必要事項を記入し、農業委員会（役場庁舎2階農業振興課内）へ提出。 ※用紙は、農業委員会で配布または町ホームページからもダウンロードできます。 受付 平日（祝日を除く）午前8時30分から午後5時15分 （郵送で提出の場合：2月5日（金）の消印有効）	
受付期間	<u>令和3年1月6日（水）から2月5日（金）</u>	
応募状況の公表	受付期間中及び期間終了後ホームページなどで公表します（計2回） （公表内容：応募者名、推薦者名、職業、年齢、経歴、農業経営規模、推薦・応募理由など）	
選考方法	候補者選考委員会を開催し、提出書類をもとに選考します。 （必要に応じて面接等を行う場合があります）	
任命・委嘱	候補者の選考の後、議会の同意を得て町長が任命	候補者の選考の後、農業委員会が委嘱
委員の任期	令和3年4月18日から令和6年4月17日まで（3年間）	
委員報酬	年額225,000円	年額202,000円
	※農地利用の最適化の達成状況に応じて、能率給が支給される場合があります。	
主な業務	農地の権利移動の認可及び農地転用の審査業務、農地等の利用の最適化に関する指針の策定、耕作放棄地の解消指導など	「担い手への農地集積・集約化」、「耕作放棄地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」等の業務に伴う現地調査・指導など
問い合わせ先	〒861-3296 上益城郡御船町大字御船995-1 御船町農業委員会（農業振興課内） 電話 096-282-1607（直通）	